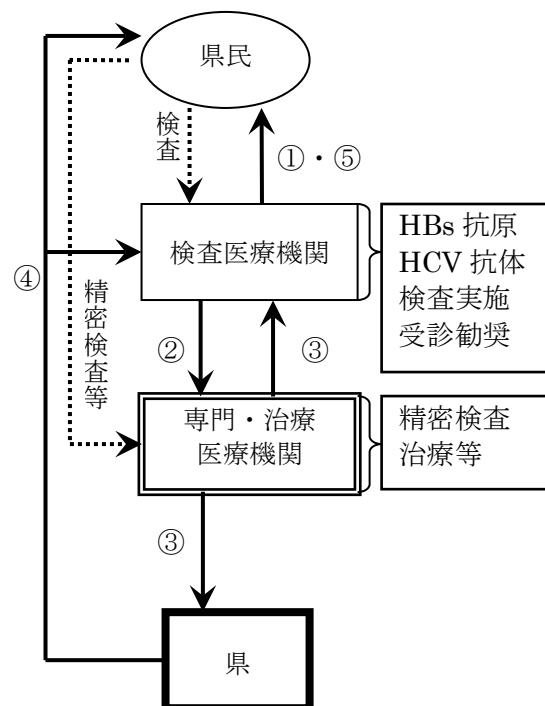


医療機関における肝炎無料検査の流れ

1. 検査

- ①検査医療機関は、県民へ問診等（3枚複写）を行い、陽性の場合、必ず県が指定した専門または治療医療機関を受診することを確認し、検査（HBs抗原・HCV抗体）を行う。
- ②検査医療機関は、陽性の場合、紹介状兼報告書（4枚目）及び精密検査報告（5枚目）を陽性者へ渡し、専門または治療医療機関へ受診するよう伝える。
- ③専門医療機関及び治療医療機関は、陽性者の精密検査・治療等を行い、精密検査報告書（県用（4枚目）・指定医療機関用（5枚目））に記入し、保健所及び検査医療機関へ報告する。
- ④保健所は、陽性者が専門または治療医療機関に受診していないことが確認された場合、検査医療機関へ報告し、未受診者へ受診勧奨を行う。
- ⑤検査医療機関は、保健所からの未受診者報告を受けた場合、未受診者へ受診勧奨を行う。



2. 支払

- ①検査医療機関は、問診票（1・2枚目）と実績報告書兼請求書を県医師会へ送付する。
- ②県医師会は、問診票（1枚目）と実績報告書兼請求書を審査し、県へ送付する。
- ③県は、問診票と実績報告書兼請求書を審査し、県医師会へ検査費用を支払う。
- ④県医師会は、検査医療機関へ検査費用を支払う。

